

# ケアハウス香照苑重要事項説明書

当事業所は、身体機能の低下や高齢等のために独立して生活するには不安があり、ご家族による援助を受けることが困難な方が対象で、食事・入浴・相談及び援助などの日常生活上の基本的なサービスを受けながら自立した生活を送っていただくための施設であり、介護が必要になった場合には、入居者様ご自身が訪問介護などのサービス事業者を個別に選んで契約することで、サービスの提供を受けることができます。

ご契約者に対して、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意願いたいことを、次の通り説明します。分かりにくいことがあれば、ご遠慮なくおたずね下さい。

## 1. 事業者

- ① 法人名 社会福祉法人徳宗福社会
- ② 法人所在地 姫路市香寺町須加院 338 番地 506
- ③ 電話番号 079-264-5567
- ④ 代表者職氏名 理事長 田仲 勝

## 2. 事業所の概要

- ① 事業所の名称 ケアハウス香照苑
- ② 事業所の所在地 姫路市香寺町須加院 338 番地 506
- ③ 電話番号 079-264-5567
- ④ 施設長名 丸山 茂毅
- ⑤ 運営方針 入居者様がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができ、生きがいをもって生活できるように支援いたします。
- ⑥ 入居定員 15名

### 3. 利用対象者

- ① 身体機能の低下や高齢等のために独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な 60 歳以上(ご夫婦がご一緒にご利用の場合は何れかが 60 歳以上)の方。
- ② 伝染性疾患及び精神的疾患等を有せず、自立した生活ができ(車いすの方も可)かつ問題行動を伴わない方。
- ③ 共同生活に適応できる方。
- ④ 所定の利用料が負担できる方で、かつ 確実な保証能力を有する身元保証人を立てることができる方。

### 4. 提供するサービスの概要

#### ① 食事

当事業所では、管理栄養士が作成する献立表により、栄養及び入居者様の身体状況を適切に勘案した食事を提供します。

(食事時間)

朝 食 8:00～

昼 食 12:00～

おやつ 15:00～

夕 食 18:00～

#### ② 入浴

入浴は月～土曜日、下記の時間帯で利用することができます。

(入浴時間) 9:15～16:00

但し、浴室の清掃時間を除く

#### ③ 相談及び援助

当事業所は、入居者様及びご家族から、入居者様の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

#### ④ 社会生活上の便宜

当事業所では、入居者様からの要望等を考慮の上、季節行事の年間イベント、地域交流、買物、レク活動等を実施し、教養娯楽、生きがい活動を支援いたします。

⑤ 健康管理

当事業所では、定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、その記録を保存し、健康の保持と疾病の予防に努めます。

また、入居者様のご希望により、次に示す協力医療機関において診療・治療・入院を受けることができます。

医療機関の名称	北条田仲病院
所在地	加西市北条町北条 391-3
診療科	内科、整形外科、泌尿器科、放射線科

医療機関の名称	小林眼科
所在地	姫路市香寺町中仁野字蔵ノ町 262-1
診療科	眼科

医療機関の名称	おかだ歯科
所在地	姫路市神子岡前 3-1 2-1 7
診療科	歯科

5. 職員の配置状況

① 主な職員の配置

- ① 施設長(管理者) 1名(同施設内の他事業所に兼務)
- ② 事務職員 1名(同施設内の他事業所に兼務)
- ③ 生活相談員 1名
- ④ 介護職員 1名以上
- ⑤ 管理栄養士 1名(同施設内の他事業所に兼務)
- ⑥ 調理員 1名(同施設内の他事業所に兼務)

## ② 配置職員の職種

- ① 施設長(管理者) ケアハウスの業務を統括。
- ② 事務職員 ケアハウスの庶務及び会計事務に従事。
- ③ 生活相談員 入居者様の入退所、生活相談及び援助業務に従事。
- ④ 介護職員 入居者様の日常生活の介助、相談及び援助業務に従事。
- ⑤ 管理栄養士 給食管理、入居者様の栄養指導に従事。
- ⑥ 調理員 管理栄養士の指示を受けて給食業務に従事。

## 6. 利用料

### ① 生活費 46,940円

※ 但し、冬期(11月~3月まで)は、月額2,160円の暖房費が加算されます

※ 電気代、水道代、電話代等は個人負担となります。

### ② 管理費 1人部屋 39,800円

### ③ 事務費 10,100円~93,500円

※ 本人の収入により異なります。(別紙参照)

① 別紙にある「前年度収入」とは、前年の収入から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入を言います。(入居時と毎年6月末の収入申告により決定いたします。)

② 姫路市のケアハウス設置運営要綱改正に伴い単価は変更いたします。

③ 月の途中に入退居があった場合、管理費は契約締結日、契約解除日を基準に日割り計算し、生活費は実利用日を基準に計算いたします。

### ④ 食費

食費は生活費の中に含まれております。外泊、外出等で欠食があった場合は、下記の金額を減免します。

※但し、前日の午後5時までに申し出があった場合のみとなります。

(食費)朝食 160円

昼食 310円(おやつ70円含む)

夕食 240円

⑤ (1)～(4)以外の負担金

① 趣味娯楽活動等に要する費用

② 特別なサービスに要した費用

⑥ 利用料金のお支払方法

上記の料金・負担金は1か月ごとに計算し、ご請求します。

7. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置を講じます。

① 虐待に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	奥平 千恵子
-------------	--------

② 虐待防止のための指針を整備しています。

③ 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するために定期的な研修を実施しています。

④ サービス提供中に当該事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告します。

8. ハラスメント対策について

① 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

② 利用者が事業所の職員に対して行う、暴力・暴言・嫌がらせ・誹謗中傷の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。ハラスメント等により、契約を解除する場合があります。

9. 衛生管理等

事業所において食中毒・感染症が発症し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における食中毒・感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。

- ② 事業所における食中毒・感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- ③ 職員に対し、食中毒・感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的  
に実施します。
- ④ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の  
助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

#### 10. 業務継続計画について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実  
施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続  
計画）を策定し、必要な措置を講じます。
- ② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期  
的に実施します。

#### 11. 秘密保持等

- ① 事業所、事業者の使用するもの（以下「職員」という。）は、サービス提供をする  
上で知り得た入所者及びその家族に関する秘密を、第三者へ漏洩いたしません。  
（以下「守秘義務」という。）なお、この守秘義務は、契約終了後といえども継続  
されます。
- ② 事業所及び職員は、入所者又はその家族の同意に基づき、サービス担当者会議及び  
地域包括支援センター等（以下「他のサービス提供者」という。）に、必要な情報  
を提供できるものとします。但し、他のサービス提供者にあっても、守秘義務の責  
に任ずるものとします。

#### 12. 契約の解除

- (1) 以下に該当したとき、契約を解除させて頂く場合があります。
  - ① 入居条件に関して虚偽の届出を行って入居した場合
  - ② 利用料その他の支払いを3か月以上に亘って遅延したとき
  - ③ 事務費の減額の申請に当たって虚偽の届出を行ったとき

- ④ 施設長の承諾を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作、模様替えを行い、かつ原状回復をしないとき
- ⑤ ヘルパーサービス等の居宅サービス等の利用によっても、日常生活の維持ができなくなったとき
- ⑥ 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者様に迷惑をかけるとき
- ⑦ 入居者様及びご家族様から契約解除の申し出、届出があったとき
- ⑧ その他契約書及び管理規程に違反したとき

## (2) 解除の通知と届出

契約を解除させて頂く場合は、解除日の2か月前までに入居者様に通知します。  
入居者様から契約解除する場合は、解除日の1か月前までに届出が必要です。

## 13. 当事業所に入居にあたって留意いただく事項

### (1) 外泊、外出について

- ① 外泊及び長時間の外出については、連絡場所、帰苑予定日及び時間等の事前の届出が必要です。原則として午後7時までの帰苑とし、やむを得ずそれまでに帰苑できない場合は 予め ご連絡願います。

### (2) 面会、宿泊について

- ① 面会時間は原則午前9時~午後6時の間とします。
- ② 入居者様以外の外来者が宿泊される場合は、事前の届出が必要です。

### (3) 居室の造作、原状回復について

- ① 原則として、居室の造作、模様替え等はできません。
- ② 居室及び建物、備品を破損、滅失した場合は、原状回復して頂くか、対価をお支払い頂きます。
- ③ 退居するときには、入居前の状態で居室を明け渡すものとし、その修理等に要する費用は、負担して頂きます。

### (4) 迷惑行為について(以下の行為は、しないで下さい。)

- ① 他の入居者様への迷惑行為や事業所の秩序及び風紀を乱す等、共同生活に甚だしく支障をきたす行為。
- ② 犬、猫等のペットを飼育すること。
- ③ 特定の政治、宗教活動。
- ④ 届出のない外泊、長時間の外出。

#### 14. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、入居者様やその家族に対して速やかに状況を報告・説明し、その被害の拡大防止を図るほか、必要に応じて協力医療機関への連絡を行い、適切な措置を講じます。

#### 15. 苦情受付について

- (1) 苦情解決責任者                      丸山茂毅（施設長）
- (2) 苦情受付窓口（担当者）      奥平千恵子（生活相談員）
- (3) 第三者委員                          苦情解決規程による
- (4) その他の苦情機関

姫路市介護保険課	所在地姫路市安田4丁目1番地本庁 2階電話番号079-221-2923 FAX 番号079-221-2444
国民健康保険団体連合会	所在地神戸市中央三宮町1丁目9番1- 1801 電話番号078-332-5617 FAX番 号078-332-5650
第三者委員	苦情解決規程による

- (5) 苦情解決の方法



① 苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告します。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

1. 第三者委員による苦情内容の確認
2. 第三者委員による解決案の調整、助言
3. 話し合いの結果や改善事項の確認

④ 本事業者で解決できない苦情は、兵庫県社会福祉協議会(神戸市中央区坂口通り2丁目1番地18号、電話: 078-242-6868)に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

令和 年 月 日

- ケアハウス香照苑の入居契約の締結に際し、ケアハウス香照苑重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアハウス香照苑

職 名 生活相談員

職員氏名 奥平 千恵子 ⑩

- 私は本書面に基づき、上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾しました。

<入居者様ご本人>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

<身元引受人様>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_